

授業料免除申請資格について

修業年限超過の理由に拘わらず「修業年限+1年」まで申請ができます。

なお、病気・留学・その他特別な事情による休学期間は、修業年数に含めません。

【例1】4年制学部学生が2年次から3年次への進級時に留年した場合

年次	1年次	2年次	2年次 (留年)	3年次	4年次
修業年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
申請可否	可	可	可	可	可

※ 留年した場合であっても、「修業年限+1年（4年制学部では5年目、医学科では7年目まで）」までは申請可能

【例2】4年制学部学生が**病気・留学等**により2年間休学した場合

年次	1年次	2年次	3年次	3年次	3年次	4年次
修業年数	1年目	2年目	—	—	3年目	4年目
申請可否	可	可	休学	休学	可	可

※ 病気や留学による休学は修業年数にカウントされない

【例3】4年制学部学生が自己都合により2年間休学した場合

年次	1年次	2年次	3年次	3年次	3年次	4年次
修業年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
申請可否	可	可	休学	休学	可	不可

※ 在籍5年目（正規の修業年数4年+1年）までは申請可能

※ 自己都合による休学は修業年数にカウントされるため、
4年次（=6年目）は申請不可

申請資格があるかどうか分からないという場合は、下記まで照会してください。

学務部学生サービスチーム1番窓口（免除担当）

電話：059-231-9678